

(R2.1.14 令和元年度第5回評議会)

令和2年度 秋田支部保険料率について

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の**中長期的な**立ち位置や様々なデータによる**中長期的な**料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、**料率を維持する**方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後でもできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、**準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。**
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、**多くの支部が「10%が限界」**であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- **平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。**適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

2・3. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入・保険料率の変更時期 (令和2年4月納付分から変更)

- 特段の異論はなし。

令和2年度平均保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

※（ ）は今年の支部数

意見書の提出なし 13 支部（9 支部）

意見書の提出あり 34 支部（38 支部）

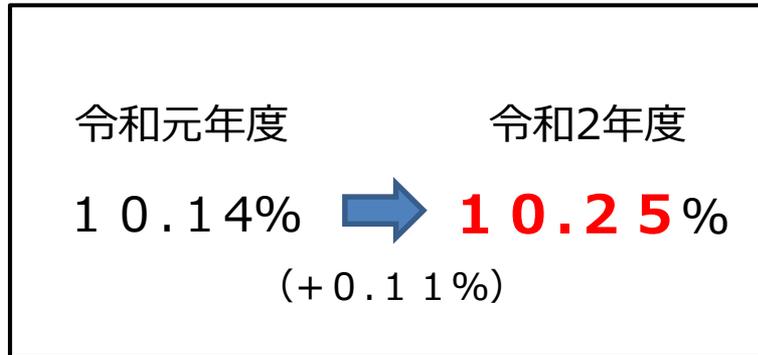
- | | |
|---------------------------|--------------|
| ① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部 | 21 支部（18 支部） |
| ② 「維持」と「引き下げ」の両方の意見のある支部 | 7 支部（13 支部） |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 2 支部（6 支部） |
| ④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし） | 4 支部（1 支部） |

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

令和2年度 秋田支部保険料率の見通し

秋田支部

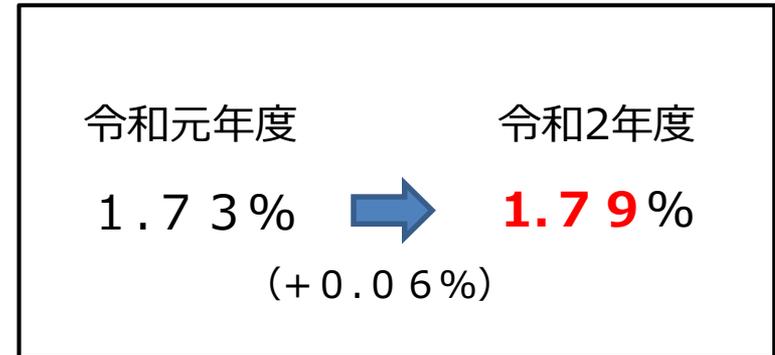
健康保険料率



※次ページ令和2年度秋田支部保険料率の算定（見込み）の
とおり

全国一律

介護保険料率（40～64歳）



介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除いたものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%（4月納付分から変更）とする。

保険料額の減額分

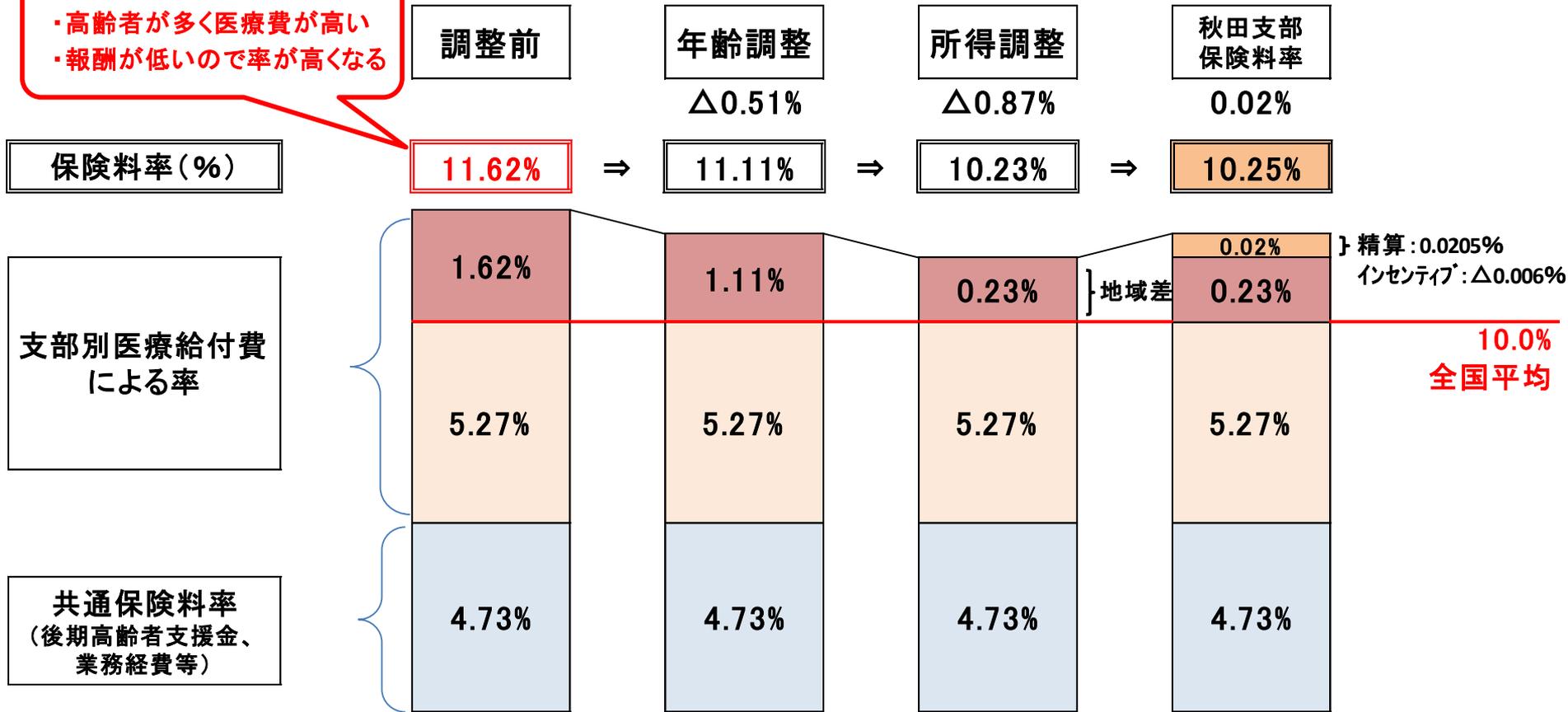
※ 標準報酬月額240千円： **秋田支部の平均標準報酬月額**

健康保険料	
[月額]	
労使折半前	+ 264円
折半額	+ 132円

介護保険料（40～64歳）	
[月額]	
労使折半前	+ 144円
折半額	+ 72円

令和2年度 秋田支部保険料率の算定（見込み）

- ・高齢者が多く医療費が高い
- ・報酬が低いので率が高くなる



《支部保険料率の決定》

10.2345に前々年度決算時の精算分-147百万円に相当する「0.0205」をプラスし、インセンティブ分「0.006」をマイナスすると

$$10.2345\% + 0.0205\% - 0.006\% = 10.249\%$$

10.25%

※ 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和元年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

令和2年度都道府県単位保険料率の
令和元年度からの変化 (暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+210	1
秋田支部 +0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 抛出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div> OR2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付抛出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57%
	国庫補助等	879	515	-	R1年度保険料率： 1.73%
	その他	-	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	計	9,543	10,606	10,905	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597円 (74,874円 → 77,471円) の負担増

〔月額〕 192円 (5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。